

「さくらんぼ」事業運営規定

第1条（事業の目的）

有限会社親和（以下「事業者」という。）が運営する放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所「さくらんぼ」（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護者の立場に立った適切な事業所のサービス提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 利用児童の身体その他の状況及び環境に十分に尊重し、高い人権意識に基づいて、必要な支援・療育を適切に行うものとする。
- 2 活動を通して子供たちが自信を持って生きていくことを支えていく。
- 3 発達保障の観点に立ち、利用者の能力に応じた基本的生活習慣や社会性の習得を支援する。
- 4 放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場を保障する。
- 5 保護者の就労支援や子供を日常的に介助している家族の一時的な休息を図るために支援を行う。
- 6 「児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚労省第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスを実施するものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

- 1 名 称 さくらんぼ
- 2 所在地 広島県福山市鞆町後地 1576 番地 1

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の職種、員数及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し、法令等を遵守させる為必要な指揮命令を行う。
- 2 児童発達管理責任者 1名
アセスメント、通所支援計画の作成、継続的な評価を行い療育の実施に関わる管理を行う。
- 3 児童指導員・保育士 3名以上
各種行事、プログラム等の企画並びに実施。利用児童及びその家族の各相談業務を行う。
- 4 看護職員
健康把握を行うことにより利用児童の健康状態を的確に掌握するとともに、利用児童の主治医等の関係医療機関との連携を行う。
- 5 機能訓練担当職員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止、または向上するために必要な訓練を行う。
- 6 その他の職員
各種行事、プログラム等の実践を行う。

第5条（営業日及び営業時間等）

- 1 営業日 児童発達支援：月曜日～金曜日。但し、祝日学校等長期休暇期間は休日とする。
放課後等デイサービス：月曜日～土曜日。
- 2 休業日 日曜日・8月13日～16日、12月30日～1月3日は休日とする
但し、活動行事によって営業日を変更する場合があります、事業所の年間カレンダーに掲載する。
- 3 営業時間及びサービス提供時間

営業日	営業時間	サービス提供時間	
		児童発達支援	放課後等デイサービス
平日	10：00～20：00	11：50～13：30	15：00～18：00
土曜日祝日 学校等長期休暇期間	8：30～17：30	なし	9：30～14：30

但し、サービス提供時間前後の営業時間内でのご利用は個別支援計画に基づき、延長支援として可能とする。

第6条（事業の実施区域）

基本的な実施地域は福山市とする。

第7条（利用定員）

- 1 日の利用定員は10名とする。

第8条（主たる対象者）

特定なし

第9条（支援内容）

- 1 排泄や衣服の脱着といった日常生活の介助
- 2 自立に向けた生活技術や社会性の向上のための日常生活指導・訓練
- 3 余暇活動、社会的活動、地域交流の機会
- 4 放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の保障
- 5 保護者の就労支援や子供を日常的に看護している家族の一時的な休息を図るための支援

第10条（内容及び手続き説明及び同意）

事業者はサービス提供の開始に際しては、あらかじめ利用児童・保護者に対して運営規定の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該通所指定事業所の開始について保護者の同意を得るものとする。

第11条（保護者から受領する費用の額）

- 1 サービスを提供した場合の利用者負担額は、国の定める基準によるものとする。
- 2 利用料の受領については、利用児童の保護者に対してあらかじめ当該サービス内容及び費用について、文章で説明を行い保護者の同意（記名・捺印）を得るものとする。

第12条（サービスの利用にあたっての利用児童の留意事項）

- 1 事業所の設備備品等は、本来の用法によって使用するものとする。
- 2 事業所の物品を許可なく室外に持ち出してはならない。
- 3 利用にあたって管理者が適当ではないものと判断する物については、持込をお断りする場合がある。

第13条（身体拘束の禁止）

- 1 事業所を利用するにあたって、利用児童者又は他の利用児童の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児童を行動制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用児童の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 個人情報については個人情報保護を遵守し契約書に記載するとともに保護者の同意書において個人の情報を保護することとする。

第14条（ハラスメント防止のための指針）

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第15条（虐待防止のための措置に関する事項）

- 1 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決に関する体制を整備し、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるように努める。
- 2 法人全体で虐待防止委員会を設置し、事業所の虐待防止に関する責任者は、管理者とする。

第16条（緊急時における対応方法）

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者・保護者に報告を行う。

第17条（非常災害対策）

- 1 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を設備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 具体的な計画及び体制については「業務継続計画」及び「防災計画」に基づき実施する。

第18条（その他運営に関する事項）

- 1 職員の資質向上のため、職員の勤務年数・特性・職掌に応じた研修を実施する。
- 2 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後も同様とする。

- 4 事業所は、利用児童に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保持する。
- 5 この規定に定める事項のほか、事業所の運営・管理に関する必要な事項については、別に定めることができるものとする。

附則

この規定は、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年7月1日から改定する。

この規定は、平成27年7月1日から改定する。

この規定は、平成28年1月1日から改定する。

この規定は、令和元年11月1日から改定する。

この規定は、令和2年3月1日から改定する。

この規定は、令和2年4月1日から改定する。

この規定は、令和2年6月1日から改定する。

この規定は、令和3年4月1日から改定する。

この規定は、令和4年7月1日から改定する。

この規定は、令和5年7月1日から改定する。

この規定は、令和6年4月1日から改定する。

この規定は、令和8年4月1日から下線部を改定する。